

■教育行政のポイント

“「特異な才能」のある児童生徒”の指導・支援で審議まとめ案

小川 正人

日本社会では、これまではどちらかと言えばタブー視されてきた「才能教育」に関して興味深い政策文書案が文科省・会議でまとめられた。会議名は少し長いが、「特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する学校における指導・支援の在り方等に関する有識者会議」の「審議のまとめ(素案)～多様性を認め合う個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実の一環として～」(2022年7月25日公表、以下、まとめ案)である。

特異な才能のある児童生徒に対する教育は、日本ではこれまでも部分的な取組は行われてきている。スーパーサイエンスハイスクールや大学等の特別プログラムの提供、国際科学技術コンテストへの支援、大学への飛び入学制度等々である。ただ、それらの取組は、一部関係者の努力に多くが任せられ、教委や学校、大学等の理解や体制で大きく左右されているのが実情である。

特異な才能のある児童生徒に対する計画的・系統的な指導・支援体制を構築していくためには、国民的合意づくりと国の基本政策のもと、教委、学校等の関係者の理解を進めていく必要があり、そのために本有識者会議が設置され、2021年7月から審議が行われていた。文科省は、まとめ案に対する意見募集(締め切り8月15日)を経て、2022年度中に最終案をまとめる予定としている。

まとめ案の基本的立場

まとめ案では、特異な才能のある児童生徒への教育には、「国家中心的」か「学習者中心的」か、また、それらの児童生徒を特別に取り出す「取り出し型」か他の児童生徒を含めた教育機会の提供を行う「インクルーシブ型」という整理をしたうえで、今後の取組の基本的立場は「多様な一人一人の児童生徒に応じ、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充

実による教育の在り方をいかに実現していくのか」という議論の一環として、特異な才能のある児童生徒への支援策を考えていくこと」としている。

ただ、全ての児童生徒の学びの在り方を一括りにして考えるだけでは、特異な才能のある児童生徒の特性等に応じた支援に関する具体的な検討が進まないことも懸念されるため、特異な才能のある児童生徒それぞれが有する困難を解消し才能を伸長するうえで、それぞれに応じた多様な学びの機会を提供することが重要であるという観点から、必要な考え方や取組について提言している。

取組上の考え方と具体的施策

指導・支援の取組のうえでの基本的な考え方として、①学校種の特性を踏まえること(義務教育では、飛び級等の「完全早修」には慎重であるべきであるが、高校は入学者選抜で在籍関係が決まる等選択肢が多くカリキュラム編成上の裁量の度合いが大きい)、②学校外の学びの場を活用すること(学校・教室内に留まらず、学校外も含めて学びの支援策を幅広く周知し活用できるようにする必要)、③デジタル社会の進展を踏まえること(ICTの特性や強みを生かすことで、学校内外の学びを充実することができることを踏まえる)、④教育課程の共通性との関係に留意すること(知・徳・体のバランスのとれた資質・能力の育成に向け、共通性と教育の機会均等の観点からも十分留意すること)が指摘されている。

そして、今後取り組むべき施策として、①特異な才能のある児童生徒の理解のための周知・研修の促進、②多様な学習の場の充実等、③特性等を把握する際のサポート、④学校外の機関にアクセスできるようにするための情報集約・提供、⑤実証研究を通じた実践事例の蓄積、等を提言している。

(おがわ・まさひと＝東京大学名誉教授)

●「個別最適な学び」への理解を深め、具体的な手立てにつなげる！《好評発売中！》

個別最適な学びの足場を組む。

奈須正裕【著】四六判／270頁／定価2,200円(税込)

■研修誌・図書の小社への直接のお申込みは、小社HP <https://www.kyouiku-kaihatu.co.jp>をご利用ください。

